

令和5年高島市教育委員会
第9回定例会議事日程

日 時 令和5年9月26日(火)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和5年第8回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名

委員 委員

4. 議事

日程第1 議第49号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案)

日程第2 議第50号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市公民館職員の任命について)

5. 報告

報告第13号 高島市今津B&G海洋センターの臨時休館について

報告第14号 高島市立図書館の臨時休館について

報告第15号 高島市教育委員会事務局の人事について

報告第16号 令和5年9月高島市議会定例会一般質問の概要について

6. 今後の日程

- ・令和5年教育委員会第10回定例会

日時：令和5年10月25日(水) 午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

- ・令和5年教育委員会第11回定例会(案)

日時：令和5年11月21日(火) 午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和5年第9回定例会座席表

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	川島 浩之 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育指導部長 饗庭 一弥	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 14 事務局 2 <hr/> 合計 21			教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造				教育総務部次長 教育総務課長 熊地 吉之
学事施設課長 保木 等				教育総務部 調整担当監 山本 純子
学校給食課長 川崎 弘				社会教育課長 竹井 正人

給食施設整備 課長 西川 久志	市民会館長 横井川 博之	図書館長 玉木 智恵	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 森本 正明	文化財課長 小川 祥枝
-----------------------	-----------------	---------------	----------------------------	-----------------------	----------------

教育総務課 主査 末綱 美都	教育総務課 主任 松岡 弘晃
----------------------	----------------------

事務局

入口

傍聴席

議第49号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、市長から意見を求められたので、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和5年9月1日に下記のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

意見 特になし

議第79号

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月12日

高島市長 福井正明

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（令和元年高島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の部行政職給料表の項中「1号給から17号給まで」を「3号給から19号給まで」に、(6)の部労務職給料表の項中「15号給から31号給まで」を「17号給から33号給まで」に改める。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する
条例

現 行				改 正 案			
別表第1（第3条関係） 報酬表				別表第1（第3条関係） 報酬表			
職種 区分	適合する 給料表	職務 の級	適合する号給 の範囲	職種 区分	適合する 給料表	職務 の級	適合する号給 の範囲
(中略)				(中略)			
(2) 事務 補助 職員	行政職給 料表	1級	<u>1号給から1 7号給まで</u>	(2) 事務 補助 職員	行政職給 料表	1級	<u>3号給から1 9号給まで</u>
(6) 技能 労務 職員	技能職給 料表	—	5号給から5 7号給まで	(6) 技能 労務 職員	技能職給 料表	—	5号給から5 7号給まで
	労務職給 料表	—	<u>15号給から 31号給まで</u>		労務職給 料表	—	<u>17号給から 33号給まで</u>
(以下略)				(以下略)			

議第50号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市公民館職員の任命については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和5年9月1日に下記のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を公民館職員に任命する。

公民館名	氏名	職名	新任・再任
安曇川公民館	馬場 美幸	公民館夜間管理人	新任

任期：令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

報告第13号

高島市今津B & G海洋センターの臨時休館について

高島市今津B & G海洋センターの設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第139号）第12条の規定に基づき、下記のとおり高島市今津B & G海洋センターの臨時休館を定めたので報告する。

令和5年9月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

- 1 施設名および臨時休館日
高島市今津B & G海洋センター
令和5年10月2日（月）および令和5年10月3日（火）
- 2 休館理由
プールろ過装置等の保守点検を行うため
- 3 利用者への周知方法
ホームページ、防災行政無線および休館予告ポスターの施設内掲示

報告第14号

高島市立図書館の臨時休館について

高島市立図書館の管理運営に関する規則（平成19年高島市教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、下記のとおり高島市立図書館の臨時休館を定めたので報告する。

令和5年9月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

- 1 施設名および臨時休館日
今津図書館
令和5年12月1日（金）から令和6年1月31日（水）まで
- 2 休館理由
空調設備改修工事を行うために休館とする。
- 3 利用者への周知方法
市広報誌、ホームページ、防災無線および休館予告ポスターの施設内掲示

報告第15号

高島市教育委員会事務局職員の人事について

社会教育法（昭和24年第207号）第28条の規定に基づき任命した公民館夜間管理人について、令和5年9月14日に高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第4条第1号の規定に基づき、下記のとおり専決したので同条第2項により報告する。

令和5年9月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

1. 解任

令和5年9月30日をもって、高島市立公民館職員を解任する。

氏 名	所属等	任期
玉木 一成	今津公民館 夜間管理人	R5. 4. 1～R6. 3. 31

2. 理由

令和5年8月31日付けで、本人から、一身上の都合により令和5年9月30日をもって高島市立公民館職員を辞職したい旨の退職願が提出されたため。

報告第16号

令和5年9月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和5年9月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和5年9月26日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

別紙のとおり

令和5年9月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和5年9月 高島市議会定例会

一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
磯部 亜希 議員	若者世代の人口減少をゆるやかにするとともに、持続可能なまちづくりの実現について	教育長
福井 節子 議員	障がい児・者やその家族に、また高齢者に寄り添う市政を	子ども未来部長 健康福祉部長 政策部長
早川 浩徳 議員	ChatGPTなどの生成AIの活用と考え方について	教育指導部長
藍原 章 議員	個別最適・協働的な学びと特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について	教育指導部長
	発達性読み書き障がい（ディスレクシア）について	教育指導部長
板持 文子 議員	ハラスメントや不祥事の無い、よりよい職場環境づくりに向けて	教育指導部長

磯部議員

(質問番号 1) 若者世代の人口減少をゆるやかにするとともに、持続可能なまちづくりの実現についてについて

7 教育の魅力化について

教育長答弁

(答) 磯部議員の 7 点目の「教育の魅力化について」のご質問にお答えいたします。

まず、「今後の高島市の魅力ある学校教育を構築するにあたりましての考え方について」でございますが、教育委員会では、「生涯にわたって学び、学んだことを社会に役立てようとする人づくり」を「高島の志の教育」として、教育施策の基本方針としております。

学校教育におきましては、急速に進展する情報化社会を生き抜くため、1人1台端末を有効に活用した学び方の改革を進めるとともに、小中の学びの連続性を大切にし、豊かな人生を切り拓くために必要となる「自ら考え、判断し、行動する力」の育成に努めているところでございます。また、各学校におきましては、高島が誇る豊かな自然を生かした体験活動や、地域の皆さまからのご支援を得ましての学校と地域が協働した教育活動を展開することによりまして、地域に愛着をもち、将来地域に貢献しようとする心情を育てているところでございます。

これらの高島の未来を切り拓く人づくりを目指した教育実践は、高島市の魅力ある学校教育にもつながるものと考えております。

次に、「不登校や特別な支援を必要とする児童生徒および保護者の方々への対応について」でございますが、小中学校では、不登校や特別な支援を必要とする児童生徒への対応は、大きな教育課題の 1 つであります。

学校では、すべての児童生徒が安心して登校できるよう、全教職員による見守りや相談しやすい環境づくりに努め、必要に応じて、スクール

カウンセラーや教育支援員などの関係者との連携を図りながら、児童生徒や保護者の方々の思いに寄り添い、個に応じた適切な支援の充実に努めております。

不登校の対応にあたりましては、学校復帰にとらわれることなく、児童生徒の社会的自立という目標に向けて最善を尽くすことが求められておりますことから、学校外の社会的自立を支援する居場所としまして、教育委員会で設置しております教育支援センター「スマイル」や子ども未来部所管の子ども若者支援センター「あすくる高島」などにおきまして、不登校児童生徒への支援の充実に努めているところでございます。

また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応におきましては、児童発達支援センター「エール」や医療機関などと連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めているところでございます。

高島の魅力ある教育の実現に向けまして、今後も引き続き、すべての児童生徒が安心して過ごせる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

持続可能なまちづくりを行うにあたり、教育の果たすべき役割をどのように考えておられますか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

持続可能な社会の創り手となる人材の育成は、学校教育が果たすべき大きな役割であると考えております。

学校教育におきまして、今後必要とされる「情報活用能力」、そして「自ら考え、判断し、行動しようとする」未来を力強く生き抜いていく力を身に付け、さらには、地域とともにある学校づくりを進める中で、地域によさに触れ、地域に貢献しようとする心情を育てる教育実践を、着実に進めていくことが、将来、持続可能な社会の創り手となる人材の育成につながるものと考えております。

また、今日、人生100年時代と言われていますが、子どもから大人まで、感動や生きる喜びを味わいながら、文化や芸術、スポーツにも触れて、生涯学び続けることができる環境づくりを進めていくことが、持続可能なまちづくりにつながるものと考えております。

教育委員会におきましては、生涯にわたりますでの学びの機会や文化や芸術、スポーツに触れていただくイベントなどの提供に努めているところでございまして、今後も引き続き、持続可能なまちづくりに向けましての取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課】

福井議員

(質問番号2) 障がい児・者やその家族に、また高齢者に寄り添う市政を

- 1 障がいのある乳幼児の相談支援体制上の課題について
- 2 障がいのるお子さんをもつ保護者への支援について
- 3 医療的ケア児の通学支援について
- 4 精神障がい者の災害時の避難について
- 5 広域避難所となる市内の学校などのトイレの洋式化、多目的トイレの完備が済んでいるか
- 6 市内の体育館で冷暖房が完備されている施設はあるか

子ども未来部長答弁

(答) 福井議員の質問番号2の1点目の「障がいのある乳幼児の相談支援体制上の課題について」のご質問にお答えいたします。

児童発達支援センター「エール」は、0歳から18歳までの児童とその保護者を対象に、心身の発達に関する総合相談支援と療育やカウンセリングなどの専門的支援を一体的に行う機関として、令和2年7月に開設いたしました。

エールには、相談支援専門員や発達支援コーディネーターを配置し、保護者の皆さんが、お子さんの発達に不安がある場合、できる限り早い時期から健康推進課と連携し、きめ細やかな個別支援を行うとともに、心理士などによる専門的な相談支援を行っています。また、必要に応じて他の機関とも連携し、支援の充実を図っているところであります。

しかし、中には保護者の皆さんや各支援機関の方々にこうしたエールの役割や機能を十分に活用していただけていないケースもございますことから、今後は、個別支援などの機会を通して、さらにエールの役割や機能について理解していただけるよう、努めてまいります。

また、令和6年4月に改正児童福祉法が施行され、児童発達支援センターは、地域の児童発達支援の中核的な支援機関として位置づけられる

こととなります。具体的な役割としましては、保育所など地域の事業所に対する助言指導や、問題が複雑化しているハイリスクケースへの相談対応など、地域の障がい児やそのご家族への支援体制の強化を図ること等が挙げられます。

今後とも、エールでは保護者の皆さんに寄り添いながら、専門性の高い支援を提供できるよう、質の向上に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

健康福祉部長答弁

(答) 福井議員の質問番号2の2点目から4点目までのご質問にお答えいたします。

まず、2点目の「障がいのあるお子さんをもつ保護者への支援について」でございますが、放課後等デイサービスは、療育が必要な障がいのあるお子さんに対し、授業の終了後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う福祉サービスでございます。学校や家庭とは異なる環境で、お子さんが安心して過ごせる通所先として重要な役割を担っております。現在、市内には5か所の放課後等デイサービスが運営されており、それぞれの事業者では利用状況を鑑みながら、平日、午後6時または6時30分までサービスが提供されております。

一方、障がいのあるお子さん等の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援や一時的な休息のための福祉サービスとして、より長時間にサービスが提供されます日中一時支援事業もご利用いただくことが可能です。

市としましては、これらのサービスを状況に応じて選択していただくことにより、障がいのあるお子さんとそのご家族のニーズに叶ったご利用となりますよう、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「医療的ケア児の通学支援について」でございますが、

県では令和2年度から県立学校に通学する児童・生徒を対象に、「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」が開始されており、市内では、現在4名の方が利用されておられます。この事業では、今年度から送迎の利用可能回数が、これまでの10回から12回に増えたところではありますが、医療的ケアを必要とする児童・生徒の保護者からは、回数が十分でないことや、緊急時の利用が難しいといった声をお伺いしております。このため、市では、児童・生徒の保護者が就労機会等を確保できますよう、利用回数に制限のない支援体制の構築について、先月、県に対しまして令和6年度の施策・予算要望の一項目として、直接担当部局へ要望したところでございます。

今後におきましても、県立学校に通学する児童・生徒につきましては、県の責任において通学支援体制を構築していただく必要がありますことから、県に対し、医療的ケア児の教育を受ける機会の確保と、保護者の負担軽減について、機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

最後に4点目の「精神障がい者の災害時の避難について」でございしますが、市では、災害発生時など避難行動において手助けが必要な精神障がい者を含む要配慮者について、災害時避難行動要支援者名簿を整備しております。当該名簿につきましては、対象者の増減や介護度等の異動に対応するため、定期的に更新し、区長、自治会長、民生委員の皆様へ配布しており、平時からの要配慮者の見守り活動に活用いただくともに、災害時における地域ぐるみの避難支援についてご検討いただいております。

また、実際に避難が必要となった場合には、まずは、ご自身による避難を行っていただくことが原則となりますが、何らかの支援が必要な場合には、地域における支援者に安否確認や避難支援を行っていただくこととなりますことから、日ごろからの地域との関係づくりが大切になります。このため、市では、地域のハザードの状況、当事者の心身の状況、居住実態等を総合的に考慮し、区・自治会、保健・医療・福祉の関係者、

行政等が連携して避難方法等を事前に検討する個別避難計画を作成し、実際の避難につなげていただくことも対応の一つとして推進しているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

政策部長答弁

(答) 福井議員の質問番号2の5点目と6点目のご質問にお答えいたします。

まず5点目の「広域避難所における洋式トイレや多目的トイレの整備状況」についてであります。市内には60箇所の広域避難所を設けており、そのうち55か所において施設内または施設の敷地内に洋式トイレが設置されており、また多目的トイレについては44箇所で設置しております。なお、こうしたトイレが設置されていない避難所においては、各防災センターに備蓄しております、車いす対応が可能な簡易型のトイレを、必要に応じて配備する計画としております。

次に6点目の「市内の体育館で冷暖房が完備されている施設はあるか」についてであります。市内の小・中学校において児童・生徒が使用するすべての教室に空調設備を設置しておりますが、体育館に空調設備のある学校はございません。このことは、市内のスポーツ施設や県立高校の体育館についても同様であります。

そのため、例えば気温が高い状況で災害が発生した場合には、熱中症対策として、市が備蓄しておりますスポットクーラー等の送風機を配置するほか、状況によっては冷暖房設備のある校舎内に避難場所を設営するなど、避難者が安全に避難できるようスペースの確保に努めたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：子ども未来部 児童発達支援センター】

【担当：健康福祉部 障がい福祉課、社会福祉課】

【担当：政策部 防災課】

早川 浩徳議員

(質問番号 1) Chat GPT などの生成 A I の活用と考え方について

- 2 子どもたちの生成 A I の利用についての考え方
- 3 教職員の生成 A I への対応についての研修等と、教職員が生成 A I を活用することによる業務の負担軽減などの可能性について

教育指導部長答弁

(答) 早川議員の質問番号 1 の 2 点目および 3 点目のご質問にお答えいたします。

まず、2 点目の「子どもたちの生成 A I の利用についての考え方」でございますが、本年 7 月に文部科学省で作成されました「初等中等教育段階における生成 A I の利用に関する暫定的なガイドライン」では、生成 A I の教育利用の方向性としまして、「学習指導要領では、『情報活用能力』を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。生成 A I がどのような仕組みで動いているかという理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、子どもたちが近い将来に使いこなすための力を意識的に育てていく姿勢は重要である。」と示されました。

また一方で、「生成 A I は発展途上にあり、多大な利便性の反面、個人情報流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響等、様々な懸念も指摘されており、児童生徒の発達の段階を十分に考慮する必要がある。」と指摘されております。

今回示されたガイドラインは、機動的な改定を想定したものであり、今後、文部科学省によって選定された中学校において、パイロット的な取組が推進されることとなります。それらの状況を注視しつつ、本市においては、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を養う情報モラル教育の充実を図り、これまでに引き続いて、児童生徒の情報活用能力の育成に努めてまいりたいと考えております。

最後に 3 点目の「教職員の生成 A I への対応についての研修等と、教

職員が生成A Iを活用することによる業務の負担軽減などの可能性について」でございますが、生成A Iの教育利用に当たっては、教職員の側にも一定の情報リテラシーが必要であり、研修の必要性は今後ますます高まるものと考えております。生成A Iの活用については、文部科学省によって選定された学校において、知見の蓄積が進められる段階であり、今後、それらの状況を踏まえて、本市にとって必要な研修の内容や方法を研究してまいりたいと考えております。

生成A Iの校務での取り扱いについては、民間企業や事業所等と同様に、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用することが考えられます。文部科学省で作成されたガイドラインに例示されている活用例としましては、教材や研修資料、定型的な文章、外国語翻訳、経費の概算等のたたき台の作成等があげられております。

一方で、教職員が生成A Iを業務に利用することについては、個人情報や機密情報の保護などに細心の注意が必要となりますことから、文部科学省が推進する実証研究の動向や他市町の活用状況等を注視しつつ、利用の方法や業務の負担軽減の可能性も含めて研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

藍原議員

(質問番号2) 個別最適・協働的な学びと特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導・支援について

- 1 個別最適・協働的な学びについて
 - ① 学習支援ソフトを活用した「児童生徒に応じた指導」の現状と成果、課題、また今後の取り組みについて
 - ② ICTを活用した協働的な学びの取り組みの成果について
- 2 特異な才能のある児童生徒の指導・支援について

教育指導部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

まず、1点目「個別最適・協働的な学びについて」の1項目目、「学習支援ソフトを活用した『児童生徒に応じた指導』の現状と成果、課題、また今後の取り組みについて」でございますが、本市が導入しております学習支援ソフトは、指導する教員がソフトを操作することにより、学級全員の取り組み状況や回答を一覧で把握し、理解度や進度にあわせて個別にアドバイスや課題を送信できるなど、児童生徒の理解度に応じた指導が可能となり、小中学校の授業や学習活動で有効に活用しております。

活用の状況については、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果から、「中学1、2年生のときに受けた授業で、タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか」の項目では、「ほぼ毎日使用した」と答えた生徒の割合が、全国平均28.1%に対して、本市の中学3年生は73.3%となっております。また、「ICT機器を使うのは勉強の役に立つ」と回答した本市の児童生徒の割合が、国や県の割合を大きく上回る結果となっており、児童生徒が、ICTを活用して学習活動を進めることを肯定的にとらえていると評価しております。引き続き、授業改善のための教員研修や実践交流の場を設けながら、個別最適な学びの充実につなげてまいりたいと考えております。

次に2項目目の「ICTを活用した協働的な学びの取り組みの成果に

ついて」でございますが、本市が導入しております学習支援ソフトには、児童生徒の意見や作成した資料が、簡単な操作でグループ学習や学級全体での意見交流に活用できる機能もございます。タブレット端末や大型ディスプレイ等のICT機器を利用して、国語や数学などの授業はもちろん、キャリア教育や校外学習の場でも活用しており、ペアやグループによる意見交流、プレゼンテーション資料の作成など、協働的な学びの充実を図っております。

一例として、昨年度の中学3年生が、「未来の高島市の創造」と題して、グループごとに地域の良さや課題、改善点を考え、対策を導き出してプレゼンテーションを行い、提案するという学習活動に取り組みました。提案発表は市役所の会議室で行い、ゲストとして市役所の職員、高島市経済会の方、地域学校協働活動にかかわっていただいている地域の方にも中学生の提案を聞いていただきました。このような取組は、それぞれの生徒の異なる考え方が組み合わさり、また、学校外の方との意見交流の機会ともなり、協働的な学びの充実につながるため、引き続き実践と研究を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、2点目の「特異な才能のある児童生徒の指導・支援について」でございますが、「国の有識者会議の審議のまとめ」では、「特定の児童生徒を対象とした特別の教育課程の編成は行わず、現行の制度的枠組みの下で柔軟な運用の在り方について研究を実施する」と示されており、本市においては、特異な才能のある児童生徒が在籍する可能性を考慮しつつ、国の研究の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、「特異な才能のある児童生徒」については、才能や特性ゆえに学習上、生活上の困難を抱えている可能性があることに配慮し、安心して過ごせる学校環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

藍原議員

(質問番号3) 発達性読み書き障がい(ディスレクシア)について

- 1 ディスレクシアの疑いがある児童生徒の把握
- 2 障がいの困難さを軽減するためのサポート
- 3 医療機関への接続や早期療育へのつなぎ
- 4 ディスレクシアへの周囲の理解

教育指導部長答弁

(答) 藍原議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「ディスレクシアの疑いがある児童生徒の把握」についてでございますが、市内小学校においては、1年生を対象に、ひらがなを書くテストを行い、児童のつまずきをチェックして、早期に把握するよう努めております。市内には、ディスレクシアの特徴とされるような学びにくさを感じている児童生徒が一定数、在籍しておりますことから、児童生徒一人ひとりの読み書きの状況や学びにくさを丁寧に把握し、個別の指導計画を立て、特性に応じた指導に努めております。

次に2点目の「障がいの困難さを軽減するためのサポート」についてでございますが、本市では、教科書を読むことへの支援としまして、ルビ振り機能や音声読み上げ機能が備わっているソフトを導入しており、読むことに対する支援が必要な児童生徒のタブレット端末において活用しております。また、タブレット端末のカメラ機能を活用して黒板を写真に撮って記録することにより、書くことへの支援を図ることや、学習支援ソフトを活用して、課題や宿題を音声データや画像データでやり取りするような工夫についても、児童生徒の読み書きや学びにくさの状況に応じて、引き続き取り組む必要があると考えております。

次に3点目の「医療機関への接続や早期療育へのつなぎ」についてでございますが、ディスレクシアの特徴とされるような読み書きのつまずきや学びにくさが認められた場合は、小中学校いずれの学年であっても、その要因を探るため、保護者の方々と相談させていただき、了承を得た

上で、児童発達支援センター「エール」等の専門機関や医療機関につながるように努めております。

最後に4点目の「ディスレクシアへの周囲の理解」についてですが、学校では、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員による見守りや相談しやすい環境づくりに努めるとともに、ディスレクシアや特別な支援が必要な児童生徒に対しての周囲からの理解も含めて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

板持議員

(質問番号 1) ハラスメントや不祥事の無い、より良い職場環境づくりに向けて

9 アンガーマネジメントの活用について、小中学校の教育活動の現場での取り組みはどうか。

教育指導部長答弁

(答) 板持議員の質問番号 1 の 9 点目のご質問にお答えいたします。

「アンガーマネジメントの活用について、小中学校の教育活動の現場での取り組みはどうか」について、でございますが、小中学校においては、望ましい人間関係の確立を目標として、道徳科や学級活動等の授業の中で、怒りや不満などのストレスからいじめや暴力に発展しないよう、感情をコントロールする力を身に付けるため、アンガーマネジメントの手法を用いることがございます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが講師となって教員とともに、アンガーマネジメントの手法を活用した授業を実施している取組例もございます。

また、教員を対象とする体罰防止やハラスメント防止の取組におきましても、県の教員研修や校内研修等の機会に、アンガーマネジメントの手法を活用し、研修を深めているところでございます。

さらに、教員が、児童生徒に対して適切な指導が行えるよう、ものごとのとらえ方や見方を変えることにより怒りの感情を抑えるリフレーミングの手法や、怒りの感情をそのままの言葉や態度で表さずに、相手に自分の気持ちを伝えるアサーティブコミュニケーションの手法等の研修を実施し、教員の指導力向上に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】